

# 令和5年度トラック運転者の運転経歴証明書取得助成事業要領

令和5年4月1日  
公益社団法人福島県トラック協会

## 1 助成の目的

この助成金は、トラック運転者（以下「運転者」という。）の運転経歴に係る証明書取得を促進することによって、公益社団法人福島県トラック協会（以下「協会」という。）の普通会员及び賛助会員（以下「会員」という。）又は協会未加入者（以下「非会員」という。）が行う運転者の安全管理・安全教育等に役立てることを目的とする。

## 2 助成対象者

- (1) 会員で、会費の未納が無いもの（ただし、新規普通会员の場合は、入会后6カ月以上経過し、会費の未納が無いもの）。
- (2) 非会員はGマーク認定事業所であること。

## 3 助成の対象となる証明書

会員及び非会員の県内事業所（支店・営業所を含む）に勤務する運転者が取得する「無事故・無違反証明書」又は「運転記録証明書」で、交付日が令和5年4月1日（ただし、新規会員の場合は入会日）から令和6年2月29日までのもの。

## 4 助成件数

- (1) 会員は、車両保有台数（令和5年度協会名簿台数とする。ただし、新規普通会员の場合は入会時の台数とする。）と同数まで（150件を上限）。
- (2) 非会員は、令和5年4月1日現在の車両保有台数と同数まで（150件を上限）。

## 5 助成金額

1件につき670円（運転者1人につき年1件まで）。

## 6 申請期間

令和5年4月1日から令和6年2月26日。

なお、協会への事前申請は2月22日までとし、自動車安全運転センターへの申請は2月26日到着分までとする。ただし、予算額に達した場合、その時点で終了とする。

## 7 予算額 7,705,000円

## 8 助成金の申請手続

- (1) 別紙「運転経歴証明書取得助成事前申請書」（以下「事前申請書」という。）を、協会宛てに郵便又はFAXにより提出する。この際、非会員は令和5年4月1日現在の車両保有台数を確認できる公的書類を添付する。
- (2) 協会の受付印が押印された事前申請書を受領後、当該事前申請書を添えて自動車安全運転センターに申込みをする。

## 9 注意事項

次の場合は、助成の対象とならないので注意すること。

- (1) 協会の受付印がない事前申請書又は申請件数・金額を訂正した事前申請書で自動車安全運転センターに申込みした場合
- (2) 自動車安全運転センターへ申請手数料を既に支払っている場合